

報道機関配付資料 安城市

件名 職員の処分について

令和6年2月20日

安城市は、下記のとおり職員の処分を行いました。

記

- 1 職員 子育て健康部 主事 24歳 男性
- 2 処分内容 減給 10分の1 1か月
- 3 処分理由 悪質な交通法規違反（職務外にて）
- 4 事案の概要

令和5年10月13日（金）に中国縦貫自動車道下りにて、51Km/h超の指定速度違反を犯し、運転免許証停止処分及び罰金刑が確定した。このことは、市民の模範となる市職員が犯した悪質な交通法規違反であり、「安城市職員の交通事故及び違反に対する取扱要綱」に基づき、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に該当するものとして、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により処分する。あわせて、管理監督者（部長、課長、主幹）を口頭注意とした。

問い合わせ 安城市役所 人事課

電話（直通） 0566-71-2203



安城市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。